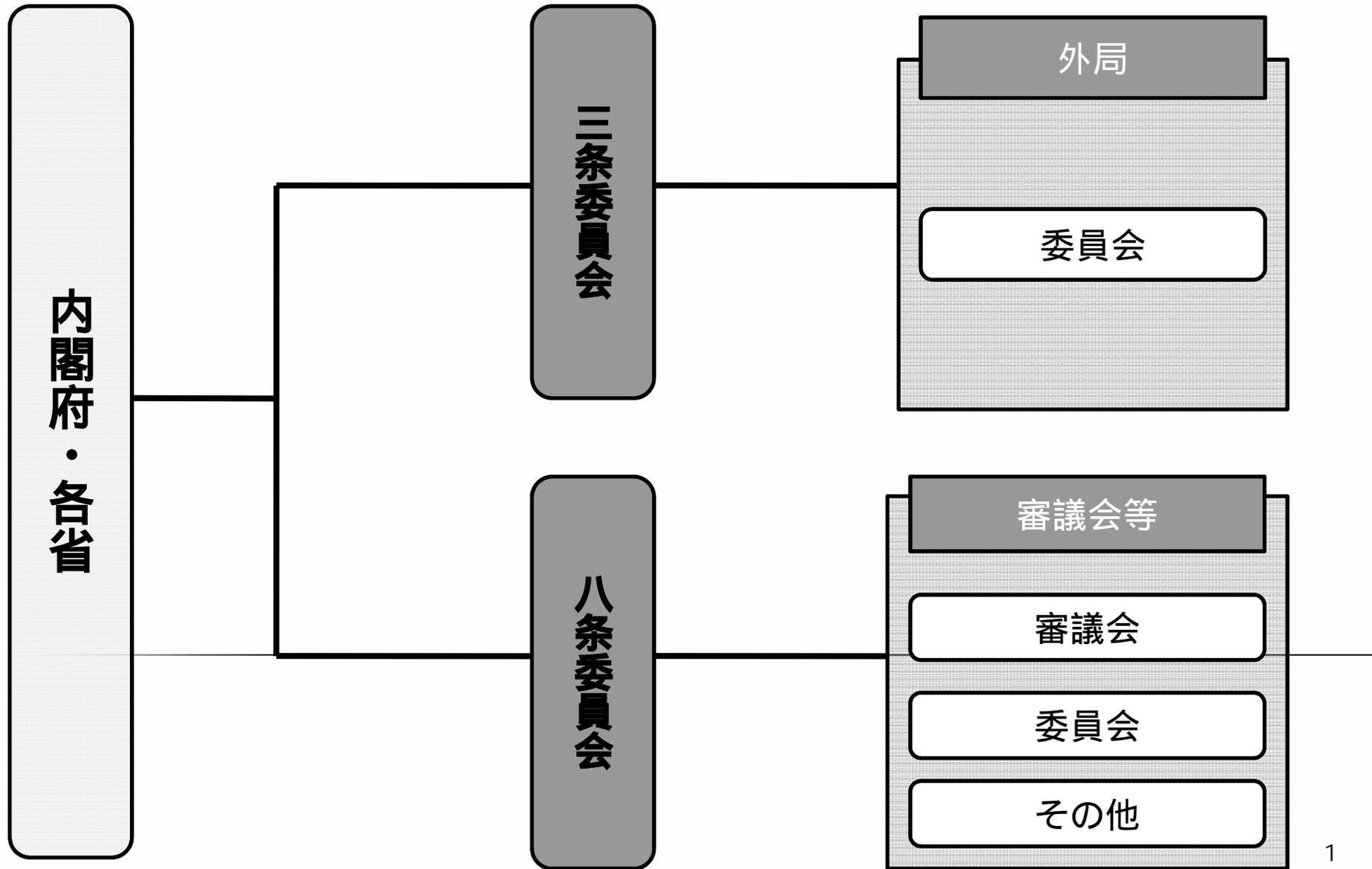


# 第三者的機能を有する機関の全体像



## 第三者的機能を有する機関の権限の例

<p><b>3条委員会</b> (外局)</p>	<p>事業者に対する命令</p> <p>事業者及び行政機関に対する勧告</p> <p>事業者及び行政機関に対する意見</p> <p>事業者に対する調査</p> <p>事業者及び行政機関に対する資料提出等請求 等</p>
<p><b>8条委員会</b> (審議会等)</p>	<p>行政機関に対する勧告</p> <p>行政機関に対する意見</p> <p>行政機関に対する建議</p> <p>自ら調査審議</p> <p>行政機関に対する資料提出等請求 等</p>

# 既存の組織との権能・権限の整理

	権能・権限の概要	類型
消費者委員会	<p>消費者利益の擁護・増進に関する基本的な政策に関する重要事項について、自ら調査審議・内閣総理大臣、関係各大臣等への建議</p> <p>当該重要事項について、内閣総理大臣、関係各大臣等の諮問に応じて調査審議・同大臣への意見</p> <p>消費者安全法第20条の規定による勧告のほか、個別法の規定によりその権限に属せられた事項の処理</p> <p>関係行政機関の長への資料提出・意見開陳・説明要求</p>	基本的 政策型 + 法施行 型
食品安全委員会	<p>食品健康影響評価の実施</p> <p>当該評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策等について、内閣総理大臣を通じた関係行政機関の長への勧告</p> <p>食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項について、自ら調査審議・関係行政機関の長への意見</p> <p>関係行政機関の長への資料提出・意見表明・説明要求 等</p>	基本的 政策型 + 法施行 型
厚生科学審議会	<p>公衆衛生に関する重要事項について、厚生労働大臣の諮問に応じた調査審議・同大臣への意見</p> <p>当該重要事項について、厚生労働大臣等への意見</p> <p>関係行政機関の長への資料提出・意見表明・説明要求 等</p>	基本的 政策型
薬事・食品衛生審議会	<p>個別法の規定によりその権限に属せられた事項の処理（医薬品の承認に係る厚生労働大臣への意見など）</p> <p>関係行政機関の長への資料提出・意見表明・説明要求</p> <p>医薬品等の使用による保健衛生上の危害の発生・拡大を防止するため、自ら調査審議・厚生労働大臣への意見 等</p>	法施行 型
総務省 (行政評価局)	<p>各府省の政策について、統一的又は総合的な評価のほか、政策評価</p> <p>各行政機関の業務の実施状況の評価及び監視</p> <p>各行政機関の業務の実施状況について、関係行政機関の長への勧告・資料提出・説明要求・実地調査 等</p>	-  3

# 審議会等の整理合理化に関する基本的計画（抜粋）

## （平成11年4月27日閣議決定）

中央省庁等改革を推進するため、審議会等の整理合理化に関する基本的計画を以下のとおり定める。

### 1. 審議会等の整理合理化

#### （1）審議会等の整理

審議会等の設置については、別紙1の「審議会等の設置に関する指針」によることとする。

#### （別紙1）

#### 審議会等の設置に関する指針

審議会等の設置については、次の指針によるものとする。

1. 国民や有識者の意見を聴くに当たっては、可能な限り、意見提出手続きの活用、公聴会や聴聞の活用、関係団体の意見の聴取等によることとし、いたずらに審議会等を設置することを避けることとする。
2. 基本的な政策の審議を行う審議会等は、原則として新設しないこととする。 特段の必要性がある場合についても、設置に当たっては審議事項を限定し、可能な限り時限を付すこととする。  
また、審議会等において、基本的な政策に係る必要的付議の規定は、原則として置かないものとする。
3. 不服審査、行政処分への関与、法令に基づく計画・基準の作成等については、法令の改正等により新たに審議会等の審議事項とすべきものが発生した場合も、審議分野の共通性等に着目して、可能な限り既存の審議会等において審議することとする。  
また、審議事項は、法律又は政令により、審議会等が決定若しくは同意機関とされるもの又は審議会等への必要的付議が定められているものに限ることとする。
4. 社会情勢の変化により設置の必要性が低下した審議会等は、廃止することとする。